

小林市・野尻町合併協議会 第9回会議資料



日時 平成22年1月28日(木) 午後1時30分から
場所 小林市中央公民館大ホール

第9回小林市・野尻町合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

①報告事項

報告第64号 第8回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について……………2

報告第65号～68号 協議会報告事項（Aランク）

協 議 会 報 告 事 項 標 題	ランク	担当部会 分科会等	本編資料 ページ
報告第65号 地域自治区の取扱いについて	A	組織機構G 組織機構班	6
報告第66号 公共施設等の名称の取扱いについて	A	開庁準備G 標識看板班	5 1
報告第67号 小林市・野尻町合併協議会の廃止について	A	事務局	6 0
報告第68号 平成21年度小林市・野尻町合併協議会決算 等の取扱いについて	A	事務局	6 3

②確認事項……………6 6

1. 第10回小林市・野尻町合併協議会の開催について

③小林市・野尻町合併協議会委員等名簿……………6 7

4 そ の 他

5 閉 会

報告第64号

第8回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第8回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成22年1月28日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

第8回小林市・野尻町合併協議会以降の経過

月 日	経 過 内 容	場 所
平成 21 年 11 月 26 日	第 8 回小林市・野尻町合併協議会	野尻町農村環境改善センター ホール
12 月 3 日	第 1 回移転班・電算分科会合同会議	小林市立図書館 2 階大会議室
12 月 14 日	新市誕生カウントダウンボード除幕式	小林市役所 1 階玄関ロビー 野尻町役場 1 階玄関ロビー
12 月 14 日	第 1 回移転準備責任者説明会	小林市役所 4 階大会議室
12 月 17 日	第 4 回財務システム打合せ	小林市役所 4 階大会議室
12 月 21 日	第 1 回行政人事分科会・電算分科会合同会議	小林市役所 2 階情報政策室 会議室
平成 22 年 1 月 13 日	合併記念メッセージ 2 次審査	小林市役所 4 階第 1 会議室
1 月 14 日	第 4 回移転班会議	小林市役所 1 階第 2 委員会室
1 月 14 日	第 5 回財務システム打合せ	小林市役所 4 階大会議室
1 月 14 日	第 9 回首長会・幹事会合同会議	小林市役所 4 階大会議室

合併準備プロジェクト開催状況

(平成21年2月26日～)

プロジェクト グループ	班		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
			第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
(1) 組織機構	1	① 組織機構班										
		グループ会議	H21.3.19 H21.7.21	H21.4.7 H21.8.4	H21.4.14 H21.8.25	H21.4.28 H21.9.15	H21.5.12 H21.9.29	H21.5.19 H21.11.19	H21.6.23	H21.6.30	H21.7.7	H21.7.14
(2) 企画財政	2	① 企画	H21.9.2									
		② 財政	H21.4.27									
	4	③ 会計	H21.5.12									
		グループ会議										
(3) 開庁準備 <small>平成21年12月3日 移転、電算合同会議</small>	6	① 標識看板	H21.4.17	H21.5.21	H21.6.10							
		② 移転	H21.4.17	H21.10.13	H21.11.6	H22.1.14						
	8	③ 式典企画	H21.4.17	H21.5.15	H21.6.24	H21.8.6	H21.8.24	H21.10.15	H22.1.14			
		④ 広報	H21.4.17	H21.8.7	H21.11.18	H21.12.28						
	グループ会議	H21.4.17										
(4) 文書例規	10	① 文書管理	H21.4.8	H21.4.23								
		② 例規調整	H21.3.3	H21.9.16	H21.9.29							
	グループ会議											
(5) 電算統合 <small>平成21年12月3日 移転、電算合同会議</small>	12	① 住民A	H21.5.27	H21.6.3	H21.6.4	H21.6.10	H21.6.17	H21.6.18	H21.6.19	H21.6.26	H21.7.8	H21.7.9
			H21.7.15	H21.7.21	H21.9.10	H21.10.15						
	13	② 住民B	H21.6.3	H21.6.11	H21.6.18	H21.7.16	H21.8.26	H21.11.5	H21.11.18			
	14	③ 税A	H21.5.26	H21.5.29	H21.6.3	H21.6.9	H21.6.17	H21.6.23	H21.7.1	H21.7.15	H21.7.21	H21.7.22
			H21.8.25	H21.9.10	H21.11.19							
15	④ 税B	H21.6.3	H21.6.4	H21.6.11	H21.6.19	H21.6.25	H21.7.7	H21.7.16	H21.7.23	H21.8.26	H21.9.9	
		H21.10.16	H21.11.4	H21.11.18								
グループ会議	H21.4.24	H21.6.3	H21.7.10	H21.8.6	H21.9.9	H21.10.9	H21.11.13	H21.12.11	H22.1.15			
(6) 入札・契約・検査	16	① 入札・契約	H21.10.19	H21.10.26								
	17	② 検査	H21.10.15	H21.10.27	H21.10.30							
グループ会議	H21.8.11	H21.9.30	H21.11.9	H21.11.19								
プロジェクト会議												

専門部会・分科会開催状況

(平成20年12月1日～)

部会名	分科会名		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	
			第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	
(1) 総務	1	① 議会	H21.6.2	H21.6.29	H21.7.8	H21.7.10 (調整委員会)	H21.7.21	H21.7.27 (調整委員会)					
		② 税務	H21.5.18	H21.5.19	H21.5.26								
		③ 選挙	H21.3.23	H21.4.10	H21.5.15								
		④ 行政・人事	H21.5.14	H21.5.15	H21.5.21	H21.5.27	H21.10.27	H21.12.21					
		⑤ 消防・防災	H21.5.8	H21.5.18									
		⑥ 監査	調整済										
		⑦ 公平委員会	調整済										
		⑧ 固定資産評価 審査委員会	調整済										
(2) 企画財政 ① H21.5.25	9	① 企画	H21.3.30	H21.5.20									
		② 財政	H21.3.25	H21.8.20	H21.10.8								
		③ 会計	H21.3.24	H21.4.22	H21.5.12								
		④ 管財	H20.12.4	H21.3.23	H21.4.20	H21.4.30	H21.5.14	H21.8.4	H21.9.3	H21.10.5	H21.10.23	H22.1.12	
		⑤ 電算	H20.12.3 H21.3.18 H21.9.9	H20.12.10 H21.3.30 H21.10.9	H20.12.17 H21.4.8 H21.11.13	H20.12.26 H21.4.14 H21.12.11	H21.1.7 H21.4.22 H21.12.21	H21.1.15 H21.5.11 H22.1.15	H21.1.20 H21.6.4	H21.1.28 H21.6.24	H21.2.9 H21.7.10	H21.3.3 H21.8.6	
(3) 厚生 ① H20.12.9 ② H21.7.15 ③ H21.8.26 ④ H21.10.23	14	① 生活環境	H21.3.27	H21.4.21	H21.8.10								
		② 住民	H21.3.16	H21.3.26	H21.6.8	H21.10.7	H21.12.17						
		③ 国保	H21.4.10	H21.5.19									
		④ 介護	H20.12.8	H20.12.19	H21.1.15	H21.2.6	H21.2.16	H21.6.15	H21.8.12				
		⑤ 福祉	H20.12.3	H21.2.16	H21.4.28	H21.7.10	H21.7.23	H21.8.11	H21.8.12	H21.10.14	H21.12.8		
		⑥ 保健予防	H21.5.8	H21.5.11	H21.8.5								
		⑦ 病院	調整済										
		(4) 産業建設 ① H21.5.8 ② H21.5.18 ③ H21.7.2 (都城研修) ④ H21.7.15	21	① 農林水産	H21.4.6	H21.5.1	H21.5.14	H21.5.21					
② 畜産	H21.3.27			H21.4.9	H21.4.15	H21.5.13	H21.5.21						
③ 農業委員会	H21.4.13			H21.4.14	H21.4.21								
④ 商工観光	H20.12.4			H21.3.25	H21.5.8	H21.5.15	H21.5.22						
⑤ 建設	H20.3.19			H21.3.25	H21.3.30	H21.4.7	H21.4.16	H21.5.18	H21.5.19	H21.6.17	H21.6.23	H21.12.25	
⑥ 耕地	H21.4.9			H21.4.17	H21.6.2	H21.6.23							
⑦ 水道	H20.3.26			H21.4.20	H21.4.30	H21.5.15	H21.5.22	H21.9.1	H21.9.8	H21.9.15	H21.10.30	H21.11.2	
⑧ 下水道	H21.4.15												
(5) 文教 H21.7.23 (福祉分科会合同会議)	29			① 社会教育	H21.5.12	H21.6.26	H21.8.11	H21.9.15	H21.10.22				
		② 学校教育	H21.6.16	H21.6.30	H21.10.15								
		③ 給食センター	調整済										

報告第65号

地域自治区の取扱いについて

合併協定項目第11号「地域自治区の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成22年1月28日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

■ 地域自治区を設置する必要性及び目的

1. 編入される野尻町住民の不安を解消しながら、小林市との一体的な発展を図ること、また地域の声や意見を新市の施策に反映させること、そして野尻町地域の住民自治の醸成を図るため、一定期間、地域自治区を設置することが必要である。
2. 個人や地域などの小さな単位でできることはそれに任せ、それでは非効率またはできないことを行政で対応するという「補完性の原則」の考え方に基づく地域づくりとともに、住民自治の充実や行政と住民との「協働」による地域づくりを進めることが必要である。これに基づく地域自治の確立は、地方分権の観点から非常に重要であり、野尻町地域に地域自治区を設置し、取組みを進めていく中で、将来的には地方自治法による新市全域への地域自治区の設置や小学校の通学区域を単位規模とした「まちづくり協議会」と連携した取組みも検討することが可能となる。
3. 地域自治区は活動するための事務所を有しており、野尻町地域の歴史や地域性を活かした、産業振興や地域振興等の役割を担うことができる。

■ 地域自治区の区長の職務について

[地域自治区に特別職の区長を置く理由]（総務省自治行政局の説明要旨）

1. 合併特例法において、区長を置くことができることとした趣旨

市町村合併に際し、旧市町村であった区域、とりわけ周辺部地域においては、長い歴史を有する町や村がなくなることや旧役場が新市の支所となること等についての住民の抵抗感や心配が強い。

そこで、旧市町村単位の相互理解が必ずしも十分でない合併後の一定期間、旧市町村の区域を所管する特別の職を設け、事実上の地域の代表者としてそれぞれの地域の意見を反映させながら合併後のまちづくりを進めることにより、住民の安心感を醸成し、結果的に合併市町村の円滑な運営に資することになる等の効果が考えられる。こうしたことから、市町村合併に際して地域自治区を創設する場合に限り、合併関係市町村の協議により区長を置くことができることとした。

2. 区長の設置による効果

① 区域内の効果的な事務処理

- ・ 合併後の一定期間、必ずしも事務所の組織体制が安定していない状況の中で、地域の事情に精通した人物が中心となって事務所内の各セッション間の統括を行うことができる。
- ・ 合併後の一定期間、地域の事情に精通した人物が事務所の事務処理に関し、合併市町村の長や議員と連携を密にしながら、迅速に対応することができる。

②合併市町村の均衡ある発展

- ・合併後の一定期間、区域の住民の意見等について、地域の事情に精通した人物が、地域の事実上の代表者として取りまとめを行い、合併市町村の長や議員に必要な応じて説明したり、事実上の交渉を行ったりすることができる。
- ・具体的な交渉等を区長に行わせることによって、地域の意見を合併市町村の施策に、より反映させることが期待できることから、住民の合併に対する抵抗感や心配を和らげるとともに合併市町村の均衡ある発展につながる。

3. 新市の野尻町区に区長を設置することとした理由

当協議会における合併協議においても、「合併によって周辺地域は寂れるのではないか」との野尻町地域の住民の不安に配慮するとともに、合併後も均衡ある発展を図っていく仕組みを創ることが最も重要なポイントである。

編入合併により、町長、副町長及び教育長などの特別職が失職した後の一定期間は、野尻町地域の事情に精通した人物が、地域の代表者として野尻町地域の住民の意見を集約し、市長や本庁との折衝や調整を行いながら、まちづくりを進めていくことが肝要である。

また、地域自治区には地域協議会が設置されるが、合併後すぐに確立された組織と成り得ることは難しく、その間の地域のまとめ役が必要となるため、区長を置くことができることとされた趣旨と効果を考えると、当地域においても区長の設置が望ましいと判断し、新市の財政状況等を踏まえ、一定期間に限り事務所の長に代えて、特別職の区長を置くこととした。

●地域自治区に関する設置要件及び具体的な項目別の整理事項

1. 設置要件

- ①新市名：小林市②合併期日：平成22年3月23日③合併方式：編入合併
- ④人口（H17国勢調査）：49,820人 ⑤面積：563.09km²
- ⑥根拠法令：市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)
- ⑦設置区域：合併前の野尻町の区域
- ⑧設置期間：合併の日から平成28年3月31日まで（約6年間）

2. 具体的な項目別の整理事項

I. 野尻町区の事務所の所掌事務（詳細は事務組織規則に定める）

野尻町区の事務所が所掌する事務は、総合支所業務全般と地域協議会の事務に係るものとする。

・住民生活に直結するサービスは、新市全体の均衡を確保しつつ、地域内で可能な限り完結する。

・地域特性を生かしながら、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するため、市長その他の機関及び区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、次の事務を分掌する。

- ①住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等（各種申請書・届出書の受付、各種証明書の交付、建築確認申請の受付、農業委員会業務の受付、健康指導、健康診断・検診、各種相談業務等）
- ②農林、観光、建設、上下水道施設等の維持管理に関すること（地域産業の振興、道路・河川の改良工事、維持、補修、上下水道の維持管理等）
- ③地域特性を生かした地域づくりに資する個性ある施策の実施、その他地域振興の推進、観光に関すること（地域づくり、地域イベントの支援等）
- ④コミュニティ施策の推進、住民自治支援等に関すること（自治会・市民活動への支援等）
- ⑤教育文化に関すること（入学や奨学金貸付の手続き、保育園、小・中学校の維持修繕、公民館活動の推進、地域固有の歴史・文化の伝承等）
- ⑥環境保全に関すること（リサイクル、清掃、自然保護等）
- ⑦消防防災、防犯に関すること（非常備消防、防災対策、交通安全・防犯活動等）
- ⑧施設の管理に関すること（公の施設の維持管理・運営等）
- ⑨地域協議会に関すること
- ⑩地域課題等の市長への提言に関すること
- ⑪上記のほか、野尻町区において所掌することが適当と認められる事務

II. 野尻町区長の位置付け

1. 名 称 名称は、野尻町区長とする。
2. 身 分 身分は、常勤の特別職とする。(地方公務員法第3条第3項)
3. 設置期間 設置期間は、合併の日から2年間に限る。3年目以降は、支所長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。
4. 任 期 任期は、2年とする。
5. 給 与 等

野尻町区長の身分、職責が野尻町区内に限定されること等を考慮、小林市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、須木区長と同額の563,000円とする条例改正が、平成21年12月小林市議会定例会で可決された。野尻町区長に常勤の特別職としての期末手当、退職手当、旅費を支給する。

6. 権 限 等

- ①権限は、財務関係(委託料、工事請負費等)に関しては副市長と同程度、その他については部局長と同程度の専決権とし、野尻町区内に係るものに限る。(別紙15ページ～30ページの小林市決裁規程、小林市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の抜粋のとおり。)
- ②野尻町区長は、合併の日から上記の範囲内で専決権を執行する。
- ③野尻町区長選任後における野尻町区長の専決権の代決については、野尻庁舎の地域振興課長が行う。

7. 野尻町区長選任までの手続き

- ①市長の依頼により野尻町長が合併の日以前に野尻町区内の組織・団体代表者を招集し、市長は、野尻町区長の人選(野尻町区長候補者)について諮り、意見を聴取する。
- ②市長は、野尻町区内の組織・団体等の意見を尊重し、地域の行政運営に優れた識見を有する者の内から、合併の日に野尻町区長を選任する。

III. 施策決定への参画

1. 庁議

野尻町区長は、野尻町区に係る運営方針、重要施策の決定、及び新市の施策に係る協議・調整を図るため、庁議に参画する。

(1) 構成

庁議は、市長が主宰し、副市長、須木区長、野尻町区長、教育長、部局長、会計管理者、水道局長、教育部長及び総合政策課長をもって構成する。

(2) 協議・調整内容

- ①市政の基本方針及び長期計画に関する事項

- ②重要施策及び重要事業計画に関する事項
- ③重要な条例案及び予算等、市議会に提出する議案に関する事項
- ④特に重要な行事に関する事項
- ⑤各部及び各行政機関相互間において特に調整を必要とする事項
- ⑥市行政運営上、市又は市民に重大な影響を及ぼすと認められる事項
- ⑦その他市長が必要と認める事項

(3) 部局長会議

部局長会議は、庁議の円滑かつ適正な運営を図るため、事案について事前に調査又は検討を行い、庁議に付議すべき事案を定めるとともに、各部局及び各行政機関相互の意思疎通を図るための意見交換及び情報交換を行う。

部局長会議は、総務部長が主宰し、部局長、会計管理者、水道局長、教育部長、部局総括課長及び総合政策課長をもって構成する。

2. 地域協議会

野尻町区長は、地域協議会の事務に関することについて専決する。

IV. 予算編成への関与

1. 予算編成方針等についての協議・調整

野尻町区内の要望や地域間のバランスを十分考慮した予算編成を行うことができるよう、野尻町区長が参画する庁議において協議・調整を行った上で、予算編成方針や投資的経費の執行計画など、予算編成に当たっての基本となる方針を定めることとする。

2. 本庁と野尻庁舎の連絡調整

所掌事務を全市的に総括し、その一体的かつ円滑な執行を期するため、本庁と野尻庁舎の関係各課との連絡調整会議等を開催し、事務事業評価を行い、認識の共有化を図ることとする。

3. 野尻庁舎における予算要求の調整・総括

予算要求は本庁・野尻庁舎における所属課単位での要求を基本とするが、事務の効率化に資する事業については、本庁所属課で一括要求することとする。野尻庁舎においては、予算要求書を提出するにあたって、野尻町区長の決裁を得ることとする。

野尻町区長は、予算編成方針等に照らして要求内容の検討を行うとともに、野尻町区内の調整の必要性等を勘案しながら、野尻庁舎に係る予算要求を総括する。

4. 予算査定に関する関与

原則として、予算査定は本庁において行うこととするが、野尻町区に係

る重要施策等については、必要に応じて庁議または個別の打合せ等によって、市長・副市長等と野尻町区長が協議・調整を行う。

V. 予算の執行

1. 財務関係の権限

①専決権の付与

事務決裁規程に規定することにより、一定金額以内の経費の執行について野尻町区長・野尻庁舎課長に専決権を付与する。

(別紙23～30ページの小林市決裁規程、小林市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則に規定する財務に関する専決事項一覧表のとおり。)

②専決金額の設定

財務に係る専決権の金額設定については、野尻町区長は、委託料・工事請負費等については副市長と同程度、その他については部長と同程度とし、野尻町区内に係るものに限る。野尻庁舎課長の専決権は、本庁課長と同等とし、野尻町区内に係るものに限る。

2. 予算の執行

野尻庁舎分の予算については、野尻町区長が予算編成方針や投資的経費の執行計画など、予算編成に当たっての基本となる方針を定める際に庁議に参画し、その方針に基づいて野尻庁舎の各課が予算要求を行うことから、地域の実情に応じた内容が確保される。

野尻庁舎では、本庁財政課から直接、予算の配当を受け、野尻町区長・庁舎課長が付与された専決権の範囲内で予算を執行する。ただし、金額にかかわらず、事務事業の内容から本庁が一括で行うこととしたものは除く。

VI. 建設関係

指名・入札・契約等については、別紙資料の工事請負関係（工事請負費・委託料・修繕料）決裁フロー図（31～50ページ）のとおりとする。

VII. 議会関係

本会議への出席

野尻町区長は、市議会本会議へ参与出席するが、市長の補助機関であり、答弁の場合の位置付けは、副市長及び本庁の部局長等と同様である。答弁する場合には十分な打ち合わせを行った上で、市執行部の統一的な方針として発言することになる。

Ⅷ. 人事・服務関係

- ①職員人事については、野尻庁舎における業務内容や人員配置を踏まえ、本庁において検討し、事務処理は本庁総務部職員課において行うこととする。
- ②野尻町区長は、野尻庁舎職員の出張、服務に関することについて専決する。

Ⅸ. 地域代表としての役割

野尻町区長は、地域の代表として、地域協議会の意見整理のみならず、日常的に地域の住民・議員・団体等の意見を把握する。庁議や必要に応じて行う市長・副市長等との協議・調整などを通じて、野尻町区の住民の意向を市政運営に反映させる役割を果たす。また、市が主体とならない野尻町区内の行事や式典など、対外的な場にも地域代表として出席することとする。

Ⅹ. 野尻町区長と市長部局以外との関係

野尻町区長は、市長部局の指揮系統下に入るため、教育委員会・農業委員会部局については、決裁等の直接的な権限は有しない。

したがって、市長部局以外で野尻庁舎に分室が置かれる部局等については、分室長が専決権を与えられた範囲内で事務を執行し、それを超える部分については本庁の所管部局長・課長に合議の上で、決裁権者及び専決権者の決裁を受ける。

ⅩⅠ. 地域協議会

1. 委員数 野尻町地域協議会は、委員15人以内で組織する。
2. 任期 任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 委員の選任要件及び構成

野尻町区内に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任する。

- ① 野尻町区内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者
6人以内
- ② 学識経験を有する者 6人以内
- ③ 公募による者 3人以内

4. 委員選任までの手続き

- ① 合併前に両市町の首長の協議により、団体推薦及び学識経験委員の地域協議会委員候補者を選出する。
- ② 委員の公募については、新市において市長が行い、速やかに両市町の首長による協議で選出した団体推薦及び学識経験委員の地域協議会委員候補者、公募委員選定結果を尊重し、市長が地域協議会委員を選任する。

5. 権限等

1. 市長その他市の機関により諮問されたもの、市の施策に関する重要事項で野尻町区内のこと等について審議し、意見を具申することができる。
 - ①野尻町区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - ②その他市が処理する野尻町区内の事務に関する事項
 - ③野尻町区内の住民との連携の強化（協働）に関する事項
2. 市長は、次に掲げる市の施策に関する重要事項で野尻町区に係るものを決定し、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。
 - ①新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項
 - ②基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項
 - ③各種地域計画の策定及び変更に関する事項
 - ④予算編成に関する重要事項
 - ⑤公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項
 - ⑥その他市長が必要と認める事項

X II . 野尻町区のあり方について

野尻町区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとするが、合併後、一定期間を経過した後に評価し、合併新法第23条第1項または地方自治法第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討することとしている。

そのため、新市における一体性の醸成や住民の安心感の確保等を考慮し、本庁総務部総合政策課、野尻庁舎地域振興課を中心に、野尻町区のあり方について随時見直しを行い、地方自治法による新市全域への地域自治区の設置も含めて、検討を行うものとする。

■ 小林市決裁規程

市長の決裁事項、共通専決事項等

1 一般事項

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
1	市政運営の基本方針の決定並びに重要施策の確立、変更及び実施に関する事	○				
2	市の廃置分合及び境界変更に関する事	○				
3	市議会の招集に関する事	○				
4	市議会に提出する議案、報告等の決定に関する事	○				総務部長(総務課長経由)
5	条例、規則、告示及び訓令の制定改廃に関する事	○				総務部長(総務課長経由) 財務部長(予算を伴うものに限る。財政課長経由)
6	告示、公告及び訓令の公表に関する事	○(重要なもの)		○		総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
7	条例及び規則の公布に関する事	○				総務部長(総務課長経由)
8	専決処分に関する事	○				総務部長(総務課長経由)
9	予算の追加及び変更を必要とする重要な事案の決定に関する事	○				財務部長(財政課長経由)
10	表彰及び褒章の決定並びに叙勲の推薦に関する事	○				
11	不服の申立て、訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関する事	○				総務部長(総務課長経由)
12	請願、陳情及び建議に関する事	○(重要なもの)		○		総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
13	他の行政機関との協議に関する事	○(特に重要なもの)	○(重要なもの)		○	総務部長(特に重要なもの、重要なものに限る。) 総務課長
14	附属機関への諮問に関する事	○				
15	事務の委任に関する事	○				総務部長(総合政策課長経由)
16	職員団体との協定及び労働組合との協約に関する事	○				

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
17	広報に関すること。	○(重要なもの)		○		総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
18	広聴及び市民の要望事項の処理に関すること。	○(重要なもの)		○		総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
19	資産公開の決定に関すること。	○				
20	環境保全、公害防止、企業立地等に係る協定の締結及び変更に関すること。	○				
21	公害防止行政に係る改善命令及び一時停止命令に関すること。	○(重要なもの)		○		
22	一般廃棄物の処理計画に関すること。	○(重要なもの)		○		
23	一般廃棄物業の許可に関すること。	○(新規のもの)		○(更新のもの)		
24	公簿の閲覧許可及び謄抄本、証明書等の交付に関すること。				○	
25	軽易な書類の進達に関すること。				○	
26	定例の事務の処理に関すること。				○	
27	監督官庁に対する照会及び回答に関すること。				○	
28	届出、照会、回答、報告、通知等に関すること。	○(議会に関するもの)		○(重要なもの)	○	総務部長(総務課長経由、ただし、議会に関するものに限る。)
29	会議、講習会等の開催に関すること。	○(重要なもの)			○	
30	市名義後援申請及びそれに伴う市長賞の承認又は不承認の決定に関すること。	○(重要なもの)			○	総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
31	課専用車両の運行許可に関すること。				○	
32	所管の公の施設の利用許可に関すること。				○	
33	公文書の公開等の決定に関すること。	○(重要なもの)			○	総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
34	個人情報の開示等の決定及び利用に関すること。	○(重要なもの)			○	総務部長(重要なものに限る。) 総務課長

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
35	指定管理者の選定等に関する こと。	○(重 要な もの)		○		総務部長(重要 なものに限る。) 総務課長
36	特定非営利活動法人の設立 及び合併の認証に関するこ と。	○				
37	前各号のほか、特に異例又 は重要と認められる事項に 関すること。	○				

2 人事事項

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先		
		市長	副市長	区長 部局長	課長			
1	職員の任免、分限及び懲戒に関する事。	○						
2	附属機関の構成員及び専門委員の任免、委嘱及び解嘱に関する事。	○						
3	嘱託員の委嘱及び解嘱に関する事。	○						
4	職員の年次有給休暇の承認に関する事。		○(部局長の場合)	○(課長の場合)	○(所属職員の場合)			
5	職員の旅行命令及びその復命に関する事。	外国旅行		○				
		国内旅行	市外		部局長の旅行(宿泊を除く。) 課長の旅行(宿泊)	課長の旅行(宿泊を除く。) 職員の旅行(宿泊)	所属職員の旅行(宿泊を除く。)	
			市内		○(部局長の場合)	○(課長の場合)	○(所属職員の場合)	
6	所属職員の配置及び事務分担の決定に関する事。				○			
7	旅行依頼に関する事。				○			
8	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。		○(部局長の場合)	○(課長の場合)	○(所属職員の場合)			
9	週休日の振替及び休日の代休日に関する事。		○(部局長の場合)	○(課長の場合)	○(所属職員の場合)			

3 財務事項

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
1	予算の編成方針及び執行方針の決定に関する事。	○				
2	予算の編成及び決算の確定に関する事。	○				
3	不納欠損処分に関する事。	○				
4	私人への徴収、収納及び支出事務の委託の決定並びに委託契約の締結に関する事。	○				
5	契約の解除に関する事。	○				
6	権利義務の譲渡、承継、一括下請、一括委任又は担保に供することの承認に関する事。	○				
7	契約目的物の値引き受納に関する事。	○				
8	契約目的物の瑕疵の補修請求等に関する事。	○				
9	市債の借入れの決定に関する事。	○				
10	市債の繰上償還の決定に関する事。	○				
11	一時借入金の借入れ及び返済に関する事。	○				
12	市有建築物の除却の決定に関する事。	○				
13	保証人に対する履行請求の決定に関する事。	○				
14	施行令第171条の3の規定による債権の履行期限の繰上げ決定に関する事。	○				
15	施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置及び取消しの決定に関する事。	○				
16	施行令第171条の7第1項又は第2項の規定による債務免除の決定に関する事。	○				
17	基金の繰替運用の決定に関する事。	○				
18	国県等に対する負担金、補助金、交付金等の申請及び実績報告に関する事。	○				財政課長
19	国県等に対する負担金、補助金、交付金等の請求に関する事。				○	
20	財務規則第58条の規定に基づく資金前渡職員の決定に関する事。				○	会計課長
21	民事執行における動産、不動産、債権及び電話加入権の差押え又は差押解除に関する事。	○				

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
22	滞納処分の決定及び停止に関する事 こと。				○	
23	細々目内節内の予算流用(旅費、交際費、食糧費及び補助金を除く。)に関する事 こと。				○	
24	収入金の調定及び収入命令に関する事 こと。				○	
25	収入金の分割納付の承認及び督促状の発行に関する事 こと。				○	
26	現金領収帳の亡失公告に関する事 こと。	○				
27	支出負担行為及び支出命令に関する事 こと。				○	
28	過誤納金の還付及び過誤納金の戻入命令に関する事 こと。				○	
29	徴税吏員の任命及び身分証明書の交付に関する事 こと。				○	職員課長
30	予算科目の更正、年度更正及び会計更正に関する事 こと。				○	
31	歳入歳出外現金の収支命令に関する事 こと。				○	
32	有価証券の受入れ及び払出しの決定に関する事 こと。	○				
33	賃貸借料を要しない施設又は物品の借受けに関する事 こと。				○	
34	予算要求に関する事 こと。				○	
35	基金運用状況調書及び財産に関する調書の作成に関する事 こと。				○	
36	市税、分担金、使用料、手数料等の徴収及び徴収猶予に関する事 こと。	○				
37	収入に関する軽易な異議申立等の処理に関する事 こと。				○	
38	市税、分担金、使用料、手数料、延滞金等の免除及び減額に関する事 こと。	○				
39	給付の検査に関する事 こと。				○	
40	物品の出納命令に関する事 こと。				○	
41	公有財産の登録及び登記の囑託に関する事 こと。				○	
42	物品の処分、交換及び貸付けの決定に関する事 こと。	○				
43	施行令第171条の6に規定する履行延期の特約又は処分の決定に関する事 こと。	○				
44	出来形部分払の決定に関する事 こと。				○	
45	工事請負代金の代理受領の承諾に関する事 こと。				○	

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
46	工程表等契約に係る各種届の受理に関する事。				○	
47	工事の監督職員を命ずる事。				○	
48	委託料、工事請負費及び補償に要する経費の前金払の決定に関する事。				○	
49	支払に係る委任の承認に関する事。				○	
50	歳入決算説明資料、歳出決算説明資料及び決算状況説明資料の作成に関する事。				○	

須木庁舎及び野尻庁舎の個別専決事項

1 地域振興課

決裁事項	専決区分	
	区長	課長
1 須木区又は野尻町区内の項内の予算流用に関する事。	○	
2 須木区又は野尻町区内の目内の予算流用に関する事。		○
3 須木庁舎又は野尻庁舎職員の休暇その他服務(各課長の専決に係るものを除く。)に関する事。		○
4 公園の一時使用許可に関する事。		○
5 須木庁舎又は野尻庁舎管理に関する事。		○
6 須木庁舎又は野尻庁舎内車両の運行管理に関する事。		○
7 市営住宅の使用許可に関する事。		○

2 住民生活課

決裁事項	専決区分	
	区長	課長
1 市税に係る公簿等の閲覧に関する事。		○
2 所管事務に係る諸証明等の交付に関する事。		○
3 軽自動車の標識交付に関する事。		○
4 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく諸届出の受理に関する事。		○
5 戸籍の記載事項証明及び住民票の写し並びに諸証明書の交付に関する事。		○
6 印鑑の登録及び証明に関する事。		○
7 障害者福祉事業に係る簡易な証明に関する事。		○
8 高齢者福祉事業に係る簡易な証明に関する事。		○
9 母子・父子及び児童福祉事業に係る簡易な証明に関する事。		○
10 地区内の保育園の定例的な事務に関する事。		○
11 地区内の民生委員・児童委員に関する事。		○

3 地域整備課

決裁事項	専決区分	
	区長	課長
1 農林業の技術指導に関する事。		○
2 農作物の病虫害防除に関する事。		○
3 畜産の技術指導に関する事。		○
4 家畜の防疫に関する事。		○
5 土地改良事業の技術指導に関する事。		○

財務に関する専決事項

区分 \ 専決区分		予算執行伺					合議先
		市長	専決区分				
			副市長	区長	部局長	課長	
報酬						全額	
給料						全額	
職員手当等	退職手当		全額				財務部長 財政課長
	その他のもの					全額	
共済費						全額	
災害補償費			全額				財務部長 財政課長
恩給及び退職年金						全額	
賃金	臨時職員に係るもの					全額	職員課長
	その他のもの		100万円以上	100万円未満	100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上
報償費			100万円以上	100万円未満	100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上
旅費			部局長の旅行（宿泊・外国旅行を除く。） 課長の旅行（外国旅行を除く。）	課長の旅行（宿泊・外国旅行を除く。） 職員の旅行（外国旅行を除く。）	課長の旅行（宿泊・外国旅行を除く。） 職員の旅行（外国旅行を除く。）	職員の旅行（宿泊・外国旅行を除く。）	財務部長 副市長、市長 決裁に限る。 財政課長 職員の旅行（宿泊・外国旅行を除く。） 以外の旅行
交際費						全額	
需用費	消耗品費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	燃料費					全額	
	食糧費		50万円以上	50万円未満	50万円未満	5万円未満	財務部長 50万円以上 財政課長 5万円以上
	印刷製本費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	光熱水費					全額	
	修繕料		130万円以上	130万円未満	130万円未満	30万円未満	財務部長 130万円以上 財政課長 30万円以上 管財課長 30万円以上

区分 \ 専決区分		予算執行伺					合議先
		市長	専決区分				
			副市長	区長	部局長	課長	
需用費	賄材料費					全額	
	飼料費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	医薬材料費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
役務費	通信運搬費					全額	
	手数料					全額	
	保険料					全額	
	広告料			全額	全額		財政課長
	その他のもの			全額	全額		財政課長
委託料	定例的な委託に係るもの					全額	
	建設事業に関する設計・調査及び測量の委託に係るもの	1,000万円以上	1,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	50万円未満	財務部長 当初設計金額 500万円以上の契約 財政課長 当初設計金額 50万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 50万円以上の契約
	その他のもの	1,000万円以上	1,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	30万円未満	財務部長 当初設計金額 500万円以上の契約 財政課長 当初設計金額 30万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 30万円以上の契約
使用料及び賃借料			200万円以上	200万円未満	200万円未満	30万円未満	財務部長 200万円以上 財政課長 30万円以上
工事請負費		2,000万円以上	2,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	130万円未満	財務部長 当初設計金額 1,000円以上の契約 財政課長 当初設計金額 130万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 130万円以上の契約

区分 \ 専決区分		予算執行伺					合議先
		市長	専決区分				
			副市長	区長	部局長	課長	
原材料費			100万円以上	100万円未満	100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上
公有財産購入費	土地購入費	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額
	建物購入費	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額
	権利購入費	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額
	その他のもの	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	30万円未満	財務部長 500万円以上 財政課長 30万円以上
備品購入費	図書費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	動物費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	その他のもの		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
負担金補助及び交付金	負担金		500万円以上	500万円未満	500万円未満	30万円未満	財務部長 500万円以上 財政課長 30万円以上
	補助金		100万円以上	100万円未満	100万円未満		財務部長 100万円以上 財政課長 全額
	交付金		100万円以上	100万円未満	100万円未満		財務部長 100万円以上 財政課長 全額
扶助費						全額	
貸付金		1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額

区分 \ 専決区分		予算執行伺					
		市長	専決区分				合議先
			副市長	区長	部局長	課長	
補償補填及び賠償金	補償金		300万円以上	300万円未満	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額
	補填金		300万円以上	300万円未満	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額
	賠償金		300万円以上	300万円未満	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額
償還金 利子及び割引料	償還金					全額	
	還付金及び還付加算金					全額	
	返還金					全額	
投資及び出資金	出捐金	全額					財務部長 財政課長
	出資金	全額					財務部長 財政課長
積立金			300万円以上	300万円未満	300万円未満	30万円未満	財務部長 300万円以上 財政課長 30万円以上
寄附金			全額				財務部長 財政課長
公課費						全額	
繰出金			1,000万円以上	1,000万円未満	1,000万円未満		財務部長 1,000万円以上 財政課長 全額

備考

- 1 須木庁舎及び野尻庁舎の財政課長・職員課長合議先は、地域振興課長とする。
- 2 須木庁舎及び野尻庁舎の各課に配当された予算に係る予算執行の決定の内、副市長以上の専決・決裁に係るものについては、この表に規定する指定合議者のほか、当該予算に係る本庁の所管の部局長・課長に合議しなければならない。

■小林市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則
財務に関する専決事項

区分 \ 補助執行区分		予算執行伺		合議先
		補助執行区分		
		教育部長 議会事務局長	その他の職員	
			教育部課長、監及び分室長 農業委員会事務局長及び分室長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	
報酬			全額	
給料			全額	
職員手当等	退職手当			財務部長 財政課長
	その他のもの		全額	
共済費			全額	
災害補償費				財務部長 財政課長
恩給及び退職年金			全額	
賃金	臨時職員に係るもの		全額	職員課長
	その他のもの	100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上
報償費		100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上
旅費		訓令の定めるところによる	訓令の定めるところによる	
交際費			全額	
需用費	消耗品費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	燃料費		全額	
	食糧費	50万円未満	5万円未満	財務部長 50万円以上 財政課長 5万円以上
	印刷製本費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	光熱水費		全額	
	修繕料	130万円未満	30万円未満	財務部長 130万円以上 財政課長 30万円以上 管財課長 30万円以上

区分 \ 補助執行区分		予算執行伺			
		補助執行区分		合議先	
		教育部長 議会事務局長	その他の職員		
			教育部課長、監及び分室長 農業委員会事務局長及び分室長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長		
	賄材料費		全額		
	飼料費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上	
	医薬材料費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上	
役務費	通信運搬費		全額		
	手数料		全額		
	保険料		全額		
	広告料	全額		財政課長	
	その他のもの	全額		財政課長	
委託料	定例的な委託に係るもの		全額		
	建設事業に関する設計・調査及び測量の委託に係るもの	500万円未満	50万円未満	財務部長 当初設計金額 500万円以上の契約 財政課長 当初設計金額 50万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 50万円以上の契約	
	その他のもの	500万円未満	30万円未満	財務部長 当初設計金額 500万円以上の契約 財政課長 当初設計金額 30万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 30万円以上の契約	
使用料及び賃借料		200万円未満	30万円未満	財務部長 200万円以上 財政課長 30万円以上	
工事請負費		1,000万円未満	130万円未満	財務部長 当初設計金額 1,000万円以上の契約 財政課長 当初設計金額 130万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 130万円以上の契約	

区分 \ 補助執行区分		予算執行伺			
		補助執行区分		合議先	
		教育部長 議会事務局長	その他の職員		
			教育部課長、監及び分室長 農業委員会事務局長及び分室長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長		
原材料費		100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上	
公有財産購入費	土地購入費	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額	
	建物購入費	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額	
	権利購入費	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額	
	その他のもの	500万円未満	30万円未満	財務部長 500万円以上 財政課長 30万円以上	
備品購入費	図書費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上	
	動物費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上	
	その他のもの	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上	
負担金補助及び交付金	負担金	500万円未満	30万円未満	財務部長 500万円以上 財政課長 30万円以上	
	補助金	100万円未満		財務部長 100万円以上 財政課長 全額	
	交付金	100万円未満		財務部長 100万円以上 財政課長 全額	
扶助費			全額		

区分 \ 補助執行区分		予算執行伺		
		補助執行区分		合議先
		教育部長 議会事務局長	その他の職員	
教育部課長、監及び分室長 農業委員会事務局長及び分室長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長				
貸付金		500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額
補償補填及び賠償金	補償金	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額
	補填金	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額
	賠償金	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額
償還金 利子及び割引料	償還金		全額	
	還付金及び還付加算金		全額	
	返還金		全額	
投資及び出資金	出捐金			財務部長 財政課長
	出資金			財務部長 財政課長
積立金		300万円未満	30万円未満	財務部長 300万円以上 財政課長 30万円以上
寄附金				財務部長 財政課長
公課費			全額	
繰出金		1,000万円未満		財務部長 1,000万円以上 財政課長 全額

備考

須木庁舎及び野尻庁舎の教育部分室又は農業委員会事務局分室の合議先は、権限を超えるものについては、それぞれ本庁の教育部当該予算主管課長又は農業委員会事務局長を経由するものとする。

工事関係委託料決裁フロー図

[小林地区]

No. 1

専決区分	執行伺い	業者選定	入札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課長</div> 50万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指名審査会</div> 副市長・区長・部長 8名体制 ・副市長1名 ・区長2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>			300万円未満 主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">部長</div> 500万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議		管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ 財務部長	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	300万円以上 管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ 財務部長 ↓ 担当課長合議 ↓ 担当部長合議		主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div> 1,000万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 副市長								

<p>市長 1,000万円 以上</p>	<p>主管課取扱 担当課長 ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 副市長 ↓ 市長</p>							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

[野尻町地区]

No. 2

専決区分	執行伺い	業者選定	入札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
<p>課長 50万円 未満</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>		<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>			<p>300万円未満 主管課取扱 野尻庁舎課長</p>	
<p>区長 500万円 未満</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区長 ↓ 管財課長合議</p>	<p>管財課取扱 指名審査会 副市長・区長・部長 8名体制 ・副市長1名 ・区長2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長</p>	<p>管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長</p>	<p>管財課取扱 管財課長</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>	<p>300万円以上 管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議 ↓ 区長合議</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>
<p>区長 1,000万円 未満</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議</p>							

<p>市長 1,000万円 以上</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p> <p>↓</p> <p>地域振興課長合議</p> <p>↓</p> <p>区長</p> <p>↓</p> <p>管財課長合議</p> <p>↓</p> <p>財務部長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管課長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管部長合議</p> <p>↓</p> <p>市長</p>							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

工事請負費決裁フロー図

[小林地区]

No. 3

専決区分	執行伺い	業者選定	入札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着工～完成	工事検査	支出命令	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課長</div> 130万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指名審査会</div> 副市長・区長・部長 8名体制 ・副市長1名 ・区長2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>			500万円未満 主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">部長</div> 1,000万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議					主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>		500万円以上 管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ 財務部長 ↓ 担当課長合議 ↓ 担当部長合議	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div> 2,000万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 副市長			管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ 財務部長	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>		

<p>市長 2,000万円 以上</p>	<p>主管課取扱 担当課長</p> <p>↓</p> <p>担当部長</p> <p>↓</p> <p>管財課長合議</p> <p>↓</p> <p>財政課長合議</p> <p>↓</p> <p>財務部長合議</p> <p>↓</p> <p>副市長</p> <p>↓</p> <p>市長</p>							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

[野尻町地区]

No. 4

専決区分	執行伺い	業者選定	入札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着工～完成	工事検査	支出命令
<p>課長 130万円 未満</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>		<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>			<p>500万円未満 主管課取扱 野尻庁舎課長</p>	
<p>区長 1,000万円 未満</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区長 ↓ 管財課長合議</p>	<p>管財課取扱 指名審査会 副市長・区長・部長</p> <p>8名体制 ・副市長1名 ・区長2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長</p>	<p>管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長</p>	<p>管財課取扱 管財課長</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>	<p>500万円以上 管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議 ↓ 区長合議</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p>
<p>区長 2,000万円 未満</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議</p>							

<p>市長 2,000万円 以上</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p> <p>↓</p> <p>地域振興課長合議</p> <p>↓</p> <p>区長</p> <p>↓</p> <p>管財課長合議</p> <p>↓</p> <p>財務部長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管課長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管部長合議</p> <p>↓</p> <p>市長</p>							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

修繕料決裁フロー図

[小林地区]

No. 5

専決区分	執行伺い	業者選定	開 札 (予定価格の決定等 を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課 長</div> 30万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指名審査会</div> 副市長・区長・部長 8名体制 ・副市長1名 ・区長2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長							
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">部 長</div> 130万円 未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当部長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財政課長合議</div>		主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div> 130万円 以上	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当部長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財政課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div>		管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長</div>	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	

[野尻町地区]

No. 6

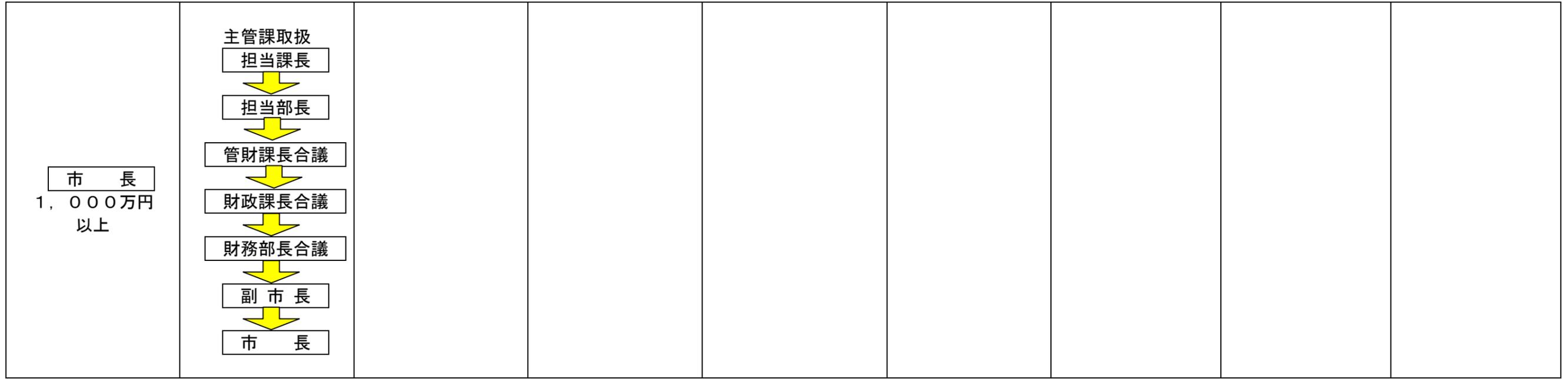
専決区分	執行伺い	業者選定	開 札 (予定価格の決定等 を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">課 長</div> 30万円 未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">野尻庁舎課長</div>							
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">区 長</div> 130万円 未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">野尻庁舎課長</div> ↓ 地域振興課長合議 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">区 長</div> ↓ 管財課長合議	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">指名審査会</div> 副市長・区長・部長	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">野尻庁舎課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">野尻庁舎課長</div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">副市長</div> 130万円 以上	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">野尻庁舎課長</div> ↓ 地域振興課長合議 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">区 長</div> ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 本庁所管課長合議 ↓ 本庁所管部長合議 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">副市長</div>	8名体制 ・副市長1名 ・区長2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">管財課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">財務部長</div>	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">管財課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">野尻庁舎課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">野尻庁舎課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">野尻庁舎課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">野尻庁舎課長</div>

工事関係委託料決裁フロー図（随意契約）

[小林地区]

No. 1

専決区分	執行伺い	業者選定	開 札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
課 長 50万円未満	主管課取扱 担当課長	主管課取扱 担当課長 ↓ 管財課長合議	主管課取扱 担当課長	主管課取扱 担当課長			300万円未満 主管課取扱 担当課長	
部 長 500万円 未満	主管課取扱 担当課長 ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議						300万円以上 管財課取扱 管財課長	主管課取扱 担当課長
副市長 1,000万円 未満	主管課取扱 担当課長 ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 副市長	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 担当課長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長	管財課取扱 管財課長	主管課取扱 担当課長	主管課取扱 担当課長	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 担当課長合議 ↓ 担当部長合議	主管課取扱 担当課長



[野尻町地区]

No. 2

専決区分	執行伺い	業者選定	開札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
課長 50万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 管財課長合議	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長			300万円未満 主管課取扱 野尻庁舎課長	
区长 500万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区长 ↓ 管財課長合議				主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長		主管課取扱 野尻庁舎課長
区长 1,000万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区长 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長	管財課取扱 管財課長			300万円以上 管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議 ↓ 区长合議	

<p>市長 1,000万円 以上</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p> <p>↓</p> <p>地域振興課長合議</p> <p>↓</p> <p>区長</p> <p>↓</p> <p>管財課長合議</p> <p>↓</p> <p>財務部長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管課長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管部長合議</p> <p>↓</p> <p>市長</p>							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

工事請負費決裁フロー図（随意契約）

[小林地区]

No. 3

専決区分	執行伺い	業者選定	開 札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着工～完成	工事検査	支出命令
課 長 130万円未満	主管課取扱 担当課長	主管課取扱 担当課長 ↓ 管財課長合議	主管課取扱 担当課長	主管課取扱 担当課長			500万円未満 主管課取扱 担当課長	
部 長 1,000万円未満	主管課取扱 担当課長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議 ↓ 担当部長				主管課取扱 担当課長	主管課取扱 担当課長	500万円以上 主管課取扱 担当課長	主管課取扱 担当課長
副市長 2,000万円未満	主管課取扱 担当課長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 担当部長 ↓ 副市長	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 担当課長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長	管財課取扱 管財課長			管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 担当課長合議 ↓ 担当部長合議	

<p style="text-align: center;">市長 2,000万円 以上</p>	<p style="text-align: center;"> 主管課取扱 担当課長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 担当部長 ↓ 副市長 ↓ 市長 </p>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--

[野尻町地区]

No. 4

専決区分	執行伺い	業者選定	開札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着工～完成	工事検査	支出命令
課長 130万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 管財課長合議	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長			500万円未満 主管課取扱 野尻庁舎課長	
区长 1,000万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区长 ↓ 管財課長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長		主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	500万円以上 管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議 ↓ 区长合議	主管課取扱 野尻庁舎課長
区长 2,000万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区长 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議			管財課取扱 管財課長				

<p>市長 2,000万円 以上</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p> <p>↓</p> <p>地域振興課長合議</p> <p>↓</p> <p>区長</p> <p>↓</p> <p>管財課長合議</p> <p>↓</p> <p>財務部長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管課長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管部長合議</p> <p>↓</p> <p>市長</p>							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

修繕料決裁フロー図（随意契約）

[小林地区]

No. 5

専決区分	執行伺い	業者選定	開 札 (予定価格の決定等 を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課 長</div> 30万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>							
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">部 長</div> 130万円 未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当部長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財政課長合議</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div> 130万円 以上	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当部長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財政課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div>		管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長</div>	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>

[野尻町地区]

No. 6

専決区分	執行伺い	業者選定	開 札 (予定価格の決定等 を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
課 長 30万円 未満	主管課取扱 野尻庁舎課長							
区 長 130万円 未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区 長 ↓ 管財課長合議		主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長				
副市長 130万円 以上	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区 長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 本庁所管課長合議 ↓ 本庁所管部長合議 ↓ 副市長	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 管財課長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長	管財課取扱 管財課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長

報告第66号

公共施設等の名称の取扱いについて

「公共施設等の名称の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成22年1月28日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

小林市・野尻町の合併に伴う公共施設等の名称の整備方針について

<基本方針>

公共施設等の名称変更については、原則として現行の名称を基本に、住民が慣れ親しんでいることを考慮し、混乱等を来たさないよう分かりやすく整備するものとする。

<整備方針>

1. 旧小林市の施設等の名称については、原則として現行の名称とする。
2. 旧野尻町の施設等の名称については、野尻又は野尻町の名称を残し、小林市の名称の形を基本に統一する。
 - (1) 町立が冠されているものについては、「小林市立」に置き換える。(設置主体を明確にする必要があるもの。)
 - (2) 旧町名が冠されていない施設で、新市内に同一又は類似する名称の公共施設等がないものについては、原則現行のとおりとする。
3. 補助金等を受けて建設した施設等の名称変更については、その交付要綱等に十分注意し取扱うこととする。

公共施設等の名称変更一覧

No.	類似区分			市町での名称	新市での名称	名称変更	
	区分(1)	区分(2)	市町名				
1	庁舎	本庁	小林市	小林市役所	小林市役所	—	
2		総合支所	小林市	小林市須木庁舎	小林市須木庁舎	—	
3			野尻町	野尻町役場	小林市野尻庁舎	○	
4		出張所	野尻町	野尻町紙屋支所	小林市紙屋出張所	○	
5			小林市	小林市西小林出張所	小林市西小林出張所	—	
6		その他	小林市	小林市須木総合ふるさとセンター	小林市須木総合ふるさとセンター	—	
7	保健・福祉施設	福祉施設	小林市	小林市福祉事務所	小林市福祉事務所	—	
8			小林市	小林市保健センター	小林市保健センター	—	
9			小林市	内山地域福祉センター	内山地域福祉センター	—	
10			小林市	小林市地域包括支援センター	小林市地域包括支援センター	—	
11			野尻町	野尻町地域包括支援センター	のじり地域包括支援センター	○	
12			小林市	高齢者コミュニティセンター 南部いろり村	高齢者コミュニティセンター 南部いろり村	—	
13			小林市	高齢者コミュニティセンター 城山館	高齢者コミュニティセンター 城山館	—	
14			野尻町	野尻町いきいきコミュニティセンター	野尻町いきいきコミュニティセンター	—	
15			小林市	小林市社会福祉協議会	小林市社会福祉協議会	—	
16			小林市	小林市社会福祉協議会須木支所	小林市社会福祉協議会須木支所	—	
17			野尻町	野尻町社会福祉協議会	小林市社会福祉協議会野尻支所	○	
18			小林市	小林市第1在宅介護支援センター	小林市第1在宅介護支援センター	—	
19			小林市	小林市第2在宅介護支援センター	小林市第2在宅介護支援センター	—	
20			小林市	小林市第3在宅介護支援センター	小林市第3在宅介護支援センター	—	
21			小林市	須木地域型在宅介護支援センター	須木地域型在宅介護支援センター	—	
22			小林市	小林市養護老人ホーム慈敬園	小林市養護老人ホーム慈敬園	—	
23			小林市	小林市老人福祉センター 百歳会館	小林市老人福祉センター 百歳会館	—	
24			小林市	シルバーランド望峰の里	シルバーランド望峰の里	—	
25			小林市	小林市シルバーワークプラザ	小林市シルバーワークプラザ	—	
26			野尻町	野尻町保健福祉センター	野尻町保健福祉センター	—	
27			野尻町	紙屋老人福祉館	紙屋老人福祉館	—	
28			病院	小林市	小林市立病院	小林市立病院	—
29				小林市	須木診療所	須木診療所	—
30				小林市	内山へき地診療所	内山へき地診療所	—
31				小林市	須木歯科診療所	須木歯科診療所	—
32			児童施設	小林市	小林市中央児童センター	小林市中央児童センター	—
33				小林市	小林市西小林児童センター	小林市西小林児童センター	—
34				野尻町	野尻町のびのび子育て支援センター	小林市立野尻のびのび子育て支援センター	○
35			保育所	小林市	小林市立中央保育所	小林市立中央保育所	—
36	小林市	小林市立内山保育園		小林市立内山保育園	—		
37	小林市	小林市立鳥田町保育園		小林市立鳥田町保育園	—		
38	小林市	小林市立須木中央保育園		小林市立須木中央保育園	—		
39	野尻町	野尻町立紙屋保育園		小林市立紙屋保育園	△		

〔名称変更区分〕

「○」:市町名以外の部分の変更があるもの 「△」:市町名の部分のみの変更となるもの 「—」:名称変更がないもの

40		野尻町	野尻町立野尻保育園	小林市立野尻保育園	△	
41		野尻町	野尻町立栗須保育園	小林市立栗須保育園	△	
42	児童遊園等	野尻町	中央児童遊園	野尻中央児童遊園	○	
43		野尻町	野尻湖児童遊園	野尻湖児童遊園	—	
44		野尻町	大脇児童遊園	野尻大脇児童遊園	○	
45		野尻町	瀬戸ノ口児童遊園	野尻瀬戸ノ口児童遊園	○	
46		野尻町	栗須児童遊園	野尻栗須児童遊園	○	
47		野尻町	大平山児童遊園	野尻大平山児童遊園	○	
48		小林市	小林市上町児童遊園	小林市上町児童遊園	—	
49		小林市	小林市城山児童遊園	小林市城山児童遊園	—	
50		小林市	小林市細野児童遊園	小林市細野児童遊園	—	
51		小林市	小林市橋谷児童遊園	小林市橋谷児童遊園	—	
52		小林市	小林市石塚児童遊園	小林市石塚児童遊園	—	
53		小林市	小林市永田平児童遊園	小林市永田平児童遊園	—	
54		小林市	小林市緑ヶ丘児童遊園	小林市緑ヶ丘児童遊園	—	
55		小林市	小林市八幡原児童遊園	小林市八幡原児童遊園	—	
56		小林市	小林市新田場児童遊園	小林市新田場児童遊園	—	
57		小林市	小林市永久津児童遊園	小林市永久津児童遊園	—	
58		小林市	小林市池ノ原児童遊園	小林市池ノ原児童遊園	—	
59		小林市	須木永田児童遊園	須木永田児童遊園	—	
60		小林市	須木中河間児童遊園	須木中河間児童遊園	—	
61		小林市	小林市上町児童用プール	小林市上町児童用プール	—	
62		小林市	小林市城山児童用プール	小林市城山児童用プール	—	
63		小林市	小林市真方児童用プール	小林市真方児童用プール	—	
64		小林市	小林市細野児童用プール	小林市細野児童用プール	—	
65		小林市	小林市新竹児童用プール	小林市新竹児童用プール	—	
66		小林市	小林市岡原児童用プール	小林市岡原児童用プール	—	
67		小林市	小林市幸ヶ丘児童用プール	小林市幸ヶ丘児童用プール	—	
68		小林市	小林市緑ヶ丘児童用プール	小林市緑ヶ丘児童用プール	—	
69		小林市	小林市孝ノ子児童用プール	小林市孝ノ子児童用プール	—	
70		小林市	奈佐木地区児童プール	奈佐木地区児童プール	—	
71		教育関連 施設	幼稚園	野尻町	野尻町立野尻幼稚園	△
72	小学校		小林市	小林市立南小学校	小林市立南小学校	—
73			小林市	小林市立小林小学校	小林市立小林小学校	—
74			小林市	小林市立細野小学校	小林市立細野小学校	—
75			小林市	小林市立東方小学校	小林市立東方小学校	—
76			小林市	小林市立三松小学校	小林市立三松小学校	—
77			小林市	小林市立須木小学校	小林市立須木小学校	—
78			小林市	小林市立内山小学校	小林市立内山小学校	—
79			小林市	小林市立西小林小学校	小林市立西小林小学校	—
80			小林市	小林市立永久津小学校	小林市立永久津小学校	—
81			小林市	小林市立幸ヶ丘小学校	小林市立幸ヶ丘小学校	—
82			小林市	小林市立鳥田町小学校	小林市立鳥田町小学校	—
83			野尻町	野尻町立紙屋小学校	小林市立紙屋小学校	△
84			野尻町	野尻町立野尻小学校	小林市立野尻小学校	△
85			野尻町	野尻町立栗須小学校	小林市立栗須小学校	△

〔名称変更区分〕

「○」:市町名以外の部分の変更があるもの 「△」:市町名の部分のみの変更となるもの 「—」:名称変更がないもの

86		中学校	小林市	小林市立小林中学校	小林市立小林中学校	—
87			小林市	小林市立細野中学校	小林市立細野中学校	—
88			小林市	小林市立三松中学校	小林市立三松中学校	—
89			小林市	小林市立東方中学校	小林市立東方中学校	—
90			小林市	小林市立須木中学校	小林市立須木中学校	—
91			小林市	小林市立内山中学校	小林市立内山中学校	—
92			小林市	小林市立永久津中学校	小林市立永久津中学校	—
93			小林市	小林市立西小林中学校	小林市立西小林中学校	—
94			野尻町	野尻町立紙屋中学校	小林市立紙屋中学校	△
95			野尻町	野尻町立野尻中学校	小林市立野尻中学校	△
96		図書館	小林市	小林市立図書館	小林市立図書館	—
97			小林市	小林市立図書館須木分室	小林市立図書館須木分館	○
98			野尻町	野尻町図書室	小林市立図書館野尻分館	○
99		資料館	野尻町	野尻町歴史民俗資料館	野尻町歴史民俗資料館	—
100		給食センター	小林市	小林学校給食センター	小林学校給食センター	—
101			小林市	須木学校給食センター	須木学校給食センター	—
102			野尻町	学校給食センター	野尻学校給食センター	○
103	コミュニティ 関連施設	文化会館	小林市	小林市文化会館	小林市文化会館	—
104		公民館	小林市	小林市中央公民館	小林中央公民館	—
105			小林市	上九瀬公民館	上九瀬公民館	—
106			小林市	下九瀬公民館	下九瀬公民館	—
107			野尻町	中央公民館	野尻地区公民館	○
108			野尻町	紙屋地区公民館	紙屋地区公民館	—
109		集会施設	小林市	小林市上町教育集会所	上町教育集会所	—
110			小林市	小林市永田町教育集会所	永田町教育集会所	—
111			小林市	小林市緑ヶ丘集会所	小林市緑ヶ丘集会所	—
112			小林市	小林市駅前東集会所	小林市駅前東集会所	—
113			野尻町	跡瀬地区営農研修施設	跡瀬地区営農研修施設	—
114			小林市	小林市西ノ原農村集会所	小林市西ノ原農村集会所	—
115			野尻町	八所集会施設	八所集会施設	—
116			野尻町	水流平集会施設	水流平集会施設	—
117			小林市	堂屋敷集会施設	堂屋敷集会施設	—
118			小林市	奈佐木地区多目的研修集会施設	奈佐木地区多目的研修集会施設	—
119			小林市	須志原集会施設	須志原集会施設	—
120			小林市	原地区集会施設	原地区集会施設	—
121			小林市	夏木地区多目的集会施設夏木館	夏木地区多目的研修集会施設 夏木館	—
122			野尻町	大笹営農研修施設	大笹営農研修施設	—
123		野尻町	角内営農研修施設	角内営農研修施設	—	
124		野尻町	秋社川営農研修施設	秋社川営農研修施設	—	
125		野尻町	神谷川営農研修施設	神谷川営農研修施設	—	
126		野尻町	今別府営農研修施設	今別府営農研修施設	—	
127		野尻町	下ノ原営農研修施設	下ノ原営農研修施設	—	
128		野尻町	相牟田営農研修施設	相牟田営農研修施設	—	
129		野尻町	鶴戸原営農研修施設	鶴戸原営農研修施設	—	
130		野尻町	佐土瀬営農研修施設	佐土瀬営農研修施設	—	

〔名称変更区分〕

「○」:市町名以外の部分の変更があるもの 「△」:市町名の部分のみの変更となるもの 「—」:名称変更がないもの

131		野尻町	天境地区営農研修施設	天境地区営農研修施設	—	
132		野尻町	庄府地区営農研修施設	庄府地区営農研修施設	—	
133		小林市	袋地区営農研修館	袋地区営農研修館	—	
134		野尻町	陣原営農研修館	陣原営農研修館	—	
135		野尻町	大脇営農研修館	大脇営農研修館	—	
136		小林市	小林市東方研修館	小林市東方研修館	—	
137		小林市	山代もみじ館	山代もみじ館	—	
138		小林市	小林市生活改善センター	小林市生活改善センター	—	
139		小林市	中河間地区生活改善センター	中河間地区生活改善センター	—	
140		野尻町	小坂農業構造改善センター	小坂農業構造改善センター	—	
141		野尻町	猿瀬農業構造改善センター	猿瀬農業構造改善センター	—	
142		野尻町	牟田原農業構造改善センター	牟田原農業構造改善センター	—	
143		小林市	小林市堤下構造改善センター	小林市堤下構造改善センター	—	
144		小林市	下田地区農業構造改善センター 永田館	下田地区農業構造改善センター 永田館	—	
145		小林市	小林市平川地区コミュニティ センター	小林市平川地区コミュニティ センター	—	
146		小林市	小林市みどり会館	小林市みどり会館	—	
147		小林市	小林市緑ヶ丘ふれあい会館	小林市緑ヶ丘ふれあい会館	—	
148		小林市	小林市勤労青少年ホーム	小林市勤労青少年ホーム	—	
149	多目的集 会等施設	小林市	小林市農村環境改善センター	小林市農村環境改善センター	—	
150		野尻町	野尻町農村環境改善センター	野尻町農村環境改善センター	—	
151	公園	小林市	城山公園	城山公園	—	
152		小林市	緑ヶ丘公園	緑ヶ丘公園	—	
153		小林市	永田平公園	永田平公園	—	
154		小林市	出の山公園	出の山公園	—	
155		小林市	小林市中央ふれあい広場	小林市中央ふれあい広場	—	
156		小林市	町東公園	町東公園	—	
157		小林市	駅北公園	駅北公園	—	
158		小林市	おどのが丘公園	おどのが丘公園	—	
159		小林市	奈佐木城祉公園	奈佐木城祉公園	—	
160		小林市	小林総合運動公園	小林総合運動公園	—	
161		小林市	種子田川河川公園	種子田川河川公園	—	
162		小林市	須木鶴園河川公園	須木鶴園河川公園	—	
163		小林市	須木中河間河川公園	須木中河間河川公園	—	
164		小林市	平川地区農村公園	平川地区農村公園	—	
165		小林市	陰陽石公衆トイレ	陰陽石公園	○	
166		小林市	小林市陰陽石地区親水公園	小林市陰陽石地区親水公園	—	
167		小林市	永久井野ふれあいの里公園	永久井野ふれあいの里公園	—	
168		小林市	出の山地区水環境ふれあい公園	出の山地区水環境ふれあい公園	—	
169		小林市	農業集落排水施設親水ふれあい 公園	農業集落排水施設親水ふれあい 公園	—	
170		野尻町	大塚原公園	大塚原公園	—	
171		野尻町	岩瀬川河川公園	岩瀬川河川公園	—	
172	スポーツ 関連施設	体育館・ 運動場等	小林市	須木体育館	須木地区体育館	○
173			小林市	小林市市民体育館	小林市市民体育館	—

〔名称変更区分〕

「○」:市町名以外の部分の変更があるもの 「△」:市町名の部分のみの変更となるもの 「—」:名称変更がないもの

174			小林市	小林市南地区体育館	小林市南地区体育館	—
175			小林市	小林市中央地区体育館	小林市中央地区体育館	—
176			小林市	小林市細野地区体育館	小林市細野地区体育館	—
177			小林市	小林市三松地区体育館	小林市三松地区体育館	—
178			小林市	小林市真方地区体育館	小林市真方地区体育館	—
179			小林市	小林市東方森林体育館	小林市東方地区体育館	○
180			小林市	小林市永久津地区体育館	小林市永久津地区体育館	—
181			小林市	小林市西小林地区体育館	小林市西小林地区体育館	—
182			野尻町	花立原体育館	紙屋地区体育館	○
183			野尻町	三ヶ野山体育館	三ヶ野山地区体育館	○
184			小林市	総合運動公園市営プール	総合運動公園市営プール	—
185			小林市	総合運動公園市営野球場	総合運動公園市営野球場	—
186			小林市	総合運動公園市営展望広場	総合運動公園市営展望広場	—
187			小林市	総合運動公園市営多目的広場	総合運動公園市営多目的広場	—
188			小林市	総合運動公園市営陸上競技場	総合運動公園市営陸上競技場	—
189			小林市	総合運動公園市営テニスコート	総合運動公園市営テニスコート	—
190			小林市	緑ヶ丘公園市営テニスコート	緑ヶ丘公園市営テニスコート	—
191			小林市	緑ヶ丘公園市営野球場	緑ヶ丘公園市営野球場	—
192			小林市	浜ノ瀬運動広場	浜ノ瀬運動広場	—
193			小林市	三松地区運動広場	三松地区運動広場	—
194			小林市	鬼塚地区小運動広場	鬼塚地区小運動広場	—
195			小林市	永久津地区運動広場	永久津地区運動広場	—
196			小林市	西小林地区小運動公園	西小林地区小運動公園	—
197			小林市	入佐地区農村運動公園	入佐地区農村運動公園	—
198			小林市	須木運動広場	須木運動広場	—
199			小林市	内山地区運動広場	内山地区運動広場	—
200			野尻町	あすなろ公園運動広場	あすなろ公園運動広場	—
201			野尻町	三ヶ野山運動広場	三ヶ野山運動広場	—
202			野尻町	花立原運動広場	紙屋運動広場	○
203			野尻町	大塚原運動広場	大塚原運動広場	—
204			小林市	小林市弓道場	小林市弓道場	—
205			野尻町	弓道場	野尻町弓道場	○
206	産業関連 施設	観光施設	小林市	小林市コスモホール	小林市コスモホール	—
207			小林市	北きりしまコスモドーム	北きりしまコスモドーム	—
208			小林市	北きりしまリゾート牧場市有施設	北きりしまリゾート牧場市有施設	—
209			小林市	出の山名水ホテル館	出の山名水ホテル館	—
210			小林市	すきむらんど	すきむらんど	—
211			小林市	世界の山小屋	世界の山小屋	—
212			小林市	長期滞在施設	長期滞在施設	—
213			小林市	農林漁業体験実習館	農林漁業体験実習館	—
214			小林市	ままこ滝キャンプ場	ままこ滝キャンプ場	—
215			小林市	生駒高原観光レクリエーション センター	生駒高原観光レクリエーション センター	—
216			小林市	須木淡水魚展示館	須木淡水魚展示館	—
217			小林市	小林市出の山淡水魚水族館	小林市出の山淡水魚水族館	—
218			小林市	東俣谷バンガロー	東俣谷バンガロー	—

〔名称変更区分〕

「○」:市町名以外の部分の変更があるもの 「△」:市町名の部分のみの変更となるもの 「—」:名称変更がないもの

219		小林市	東俣谷宿泊研修館	東俣谷宿泊研修館	—
220		小林市	栗の山里かるかや	栗の山里かるかや	—
221		小林市	東俣谷広場緑地等利用施設	東俣谷広場緑地等利用施設	—
222		小林市	すきむらんどパターゴルフ場	すきむらんどパターゴルフ場	—
223		小林市	すきむらんど温泉かじかの湯	すきむらんど温泉かじかの湯	—
224		野尻町	野尻湖多目的広場	野尻湖多目的広場	—
225		野尻町	野尻町総合交流ターミナル	野尻町総合交流ターミナル	—
226	農林水産 施設	小林市	小林市営牧場	小林市営牧場	—
227		小林市	小林市食肉センター	小林市食肉センター	—
228		野尻町	野尻町有機センター	野尻町有機センター	—
229		小林市	北きりしま物産センター	北きりしま物産センター	—
230		小林市	小林市バイオマスセンター	小林市バイオマスセンター	—
231		小林市	須木農産物加工場	須木農産物加工場	—
232		小林市	山のけむり加工場	山のけむり加工場	—
233		野尻町	野尻町農村婦人の家	野尻町農村婦人の家	—
234		野尻町	野尻町高齢者活動促進施設	野尻町高齢者活動促進施設	—
235		その他	小林市	森永貞一郎記念館	森永貞一郎記念館
236	環境衛生・ 水道関連 施設	小林市	小林市清掃工場	小林市清掃工場	—
237		小林市	小林市ストックヤード	小林市ストックヤード	—
238		小林市	小林市一般廃棄物最終処分場	小林市一般廃棄物最終処分場	—
239	下水道施 設	小林市	小林浄化センター	小林浄化センター	—
240		野尻町	野尻浄化センター	野尻浄化センター	—
241		小林市	須木村農業集落排水施設	中央地区農業集落排水処理場	○
242		野尻町	漆野原地区農業集落排水処理施設	漆野原地区農業集落排水処理場	○
243	小林市	十日町・新田地区農業集落排水処理場	十日町・新田地区農業集落排水処理場	—	
244	し尿処理 施設	小林市	須木環境衛生センター	須木環境衛生センター	—
245		小林市	KNTクリーンセンター	KNTクリーンセンター	—
246	上水道	小林市	小林市水道事業	小林市水道事業	—
247	簡易水道	小林市	細野簡易水道	細野簡易水道	—
248		小林市	大王地区簡易水道	大王地区簡易水道	—
249		小林市	平川地区簡易水道	平川地区簡易水道	—
250		小林市	北部地区簡易水道	北部地区簡易水道	—
251		小林市	西部地区簡易水道	西部地区簡易水道	—
252		小林市	中央地区簡易水道	中央地区簡易水道	—
253		小林市	内山地区簡易水道	内山地区簡易水道	—
254		小林市	奈佐木地区簡易水道	奈佐木地区簡易水道	—
255		小林市	鳥田町地区簡易水道	鳥田町地区簡易水道	—
256		野尻町	野尻地区簡易水道	野尻地区簡易水道	—
257		野尻町	紙屋地区簡易水道	紙屋地区簡易水道	—
258		野尻町	吉村地区簡易水道	吉村地区簡易水道	—
259		野尻町	川間地区簡易水道	川間地区簡易水道	—
260		野尻町	境別府地区簡易水道	境別府地区簡易水道	—
261		野尻町	西部地区簡易水道	野尻西部地区簡易水道	○
262	野尻町	紙屋南部地区簡易水道	紙屋南部地区簡易水道	—	

〔名称変更区分〕

「○」:市町名以外の部分の変更があるもの 「△」:市町名の部分のみの変更となるもの 「—」:名称変更がないもの

263		野尻町	紙屋西部地区簡易水道	紙屋西部地区簡易水道	—	
264	飲料水供給施設	小林市	小原飲料水供給施設	小原飲料水供給施設	—	
265		小林市	平瀬野飲料水供給施設	平瀬野飲料水供給施設	—	
266	公営住宅 関連施設	公営住宅	小林市	町東団地	町東団地	—
267			小林市	上原団地	上原団地	—
268			小林市	城山団地	城山団地	—
269			小林市	細野団地	細野団地	—
270			小林市	上町団地	上町団地	—
271			小林市	東方団地	東方団地	—
272			小林市	片地団地	片地団地	—
273			小林市	上床団地	上床団地	—
274			小林市	ヲドノ団地	ヲドノ団地	—
275			小林市	日の出団地	日の出団地	—
276			小林市	八幡原団地	八幡原団地	—
277			小林市	細野西団地	細野西団地	—
278			小林市	十三塚団地	十三塚団地	—
279			小林市	緑ヶ丘団地	緑ヶ丘団地	—
280			小林市	沢牟田団地	沢牟田団地	—
281			小林市	西小林団地	西小林団地	—
282			小林市	永久津団地	永久津団地	—
283			小林市	幸ヶ丘団地	幸ヶ丘団地	—
284			小林市	水流迫団地	水流迫団地	—
285			小林市	西小林駅前団地	西小林駅前団地	—
286			小林市	永久津有村団地	永久津有村団地	—
287			小林市	ニュー八幡原団地	ニュー八幡原団地	—
288			小林市	市営一般住宅内山	市営一般住宅内山	—
289			小林市	市営一般住宅内山清涼団地	市営一般住宅内山清涼団地	—
290			小林市	市営一般住宅売子木団地 A 棟	市営一般住宅売子木団地 A 棟	—
291			小林市	市営一般住宅売子木団地 B 棟	市営一般住宅売子木団地 B 棟	—
292			小林市	城山団地集会所	城山団地集会所	—
293			小林市	細野団地集会所	細野団地集会所	—
294			小林市	十三塚団地集会所	十三塚団地集会所	—
295			小林市	八幡原団地集会所	八幡原団地集会所	—
296			野尻町	大淀団地	大淀団地	—
297			野尻町	陣原団地	陣原団地	—
298			野尻町	大塚団地	大塚団地	—
299	野尻町	観音丘団地	観音丘団地	—		
300	野尻町	野森原団地	野森原団地	—		
301	野尻町	陣原団地集会所	陣原団地集会所	—		
302	山村定住 住宅	小林市	ヲドノ	ヲドノ	—	
302		小林市	下九瀬	下九瀬	—	
303		小林市	中河間	中河間	—	
304		小林市	奈佐木	奈佐木	—	
305		小林市	内山	内山	—	
306		野尻町	上ノ原団地	上ノ原	○	
307		野尻町	観音丘団地	観音丘	○	

[名称変更区分]

「○」:市町名以外の部分の変更があるもの 「△」:市町名の部分のみの変更となるもの 「—」:名称変更がないもの

報告第67号

小林市・野尻町合併協議会の廃止について

小林市・野尻町合併協議会の廃止について、下記のとおり報告する。

平成22年1月28日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

記

平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴い、平成22年3月22日をもって、小林市・野尻町合併協議会を廃止する。

参考資料

●地方自治法（昭和22年法律第67号）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4項～6項〈省略〉

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

● 合併協議会廃止までの手続き（予定）

① 合併協議会の廃止及び期日の確認（本日の合併協議会）

↓

② 合併協議会廃止に関する議案の上程・可決（両市町の3月議会）

↓

③ 合併協議会廃止に関する協議及び告示（両市町）

↓

④ 県知事への合併協議会廃止に関する届出（両市町）

↓

⑤ 合併協議会の廃止（平成22年3月22日）

参考資料

小林市・野尻町合併協議会の廃止に関する協議書（案）

小林市及び野尻町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、小林市・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）を廃止することについて、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

1. 地方自治法第7条第1項の規定により、平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴い、協議会を廃止する。
2. 協議会の廃止の期日は、平成22年3月22日とする。
3. この協議書に定めのない事項で、協議の廃止に関し必要な事項は、両市町が協議して定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

小林市長 堀 泰一郎

野尻町長 長瀬 道大

報告第68号

平成21年度小林市・野尻町合併協議会決算等の取扱いについて

平成21年度小林市・野尻町合併協議会決算等の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成22年1月28日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

平成 21 年度小林市・野尻町合併協議会の決算等の取扱いについて

小林市・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）は、両市町議会の議決を経て、平成 22 年 3 月 22 日をもって廃止するため、平成 21 年度協議会歳入歳出決算等については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 協議会の収支は、協議会規約第 18 条の規定に基づき、協議会を廃止した日の属する月の翌々月の月末までに打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
- ② 決算の報告については、会長であった者が、協議会財務規程第 10 条の規定に基づき決算を調製し、監査委員であった者の監査に付した後、協議会の委員であった者及び小林市長に送付することにより、決算認定に代えるものとする。
- ③ 協議会に属する財産及び事務については、協議会規約第 18 条第 2 項の規定に基づき、両市町の長の協議により、すべて小林市に引き継ぐものとする。
- ④ その他、協議会の決算等の取扱いに関し必要な事項は、両市町が協議して定めるものとする。

参考資料

●小林市・野尻町合併協議会規約

(監査)

第15条 協議会に監査委員を置き、協議会の出納の監査は、1市1町の会計管理者に会長が委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、協議会が解散した日の属する月の翌々月の月末までに打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 協議会の財産の分割は、1市1町の長が協議して定める。

●小林市・野尻町合併協議会財務規程

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを1市1町の長に送付しなければならない。

(協議会解散の場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合においては、協議会の決算を会長であった者が決算し、その決算書を監査委員であった者の監査に付した後、協議会の委員であった者に送付する。

2 会長であった者は、前項の規定により、決算書を協議会の委員であった者に送付したのちは、当該決算の写しを1市1町の長に送付しなければならない。

確認事項

【協議会】

1. 第10回小林市・野尻町合併協議会の開催について
日 時：平成22年2月25日（木） 午後1時30分～
場 所：野尻町農村環境改善センターホール

小林市・野尻町合併協議会委員等名簿

(委員) ◎会長・○副会長

(順不同・敬称略)

小 林 市		野 尻 町	
役 職	氏 名	役 職	氏 名
◎小林市長	ほり たいいちろう 堀 泰一郎	○野尻町長	ながせ みちひろ 長瀬 道大
小林市議会議長	ふかくさ てつろう 深草 哲郎	野尻町議会議長	ふちがみ さだつぐ 淵上 貞継
小林市議会副議長	おおうら たけみつ 大浦 竹光	野尻町議会副議長	くすもと ちえこ 楠元 千恵子
小林市議会議員	くらもと しげひろ 蔵本 茂弘	野尻町議会議員	ふくもと せいさく 福本 誠作
小林市議会議員	みぞぐち せいじ 溝口 誠二	野尻町議会議員	すぎもと とよと 杉元 豊人
小林市議会議員	こぼた としはる 小畠 利春	野尻町議会議員	あなみ よしひろ 穴見 嘉宏
小林市議会議員	おの のぶお 小野 信雄	学識経験者	みこし なすお 見越 南州男
学識経験者	いとう まさかず 伊藤 正一	学識経験者	くすもと ふたみ 楠元 フタミ
学識経験者	やまだ ふくお 山田 福雄	学識経験者	ふるかわ ゆきお 古川 幸男
学識経験者	たねだ よいち 種子田 與市	学識経験者	たけやま あきのり 竹山 昭徳
学識経験者	さかもと しんぺい 坂本 新平		
学識経験者	にしおか おさなり 西岡 長成		
学識経験者	しもべつぶ あきら 下別府 明		
学識経験者	たかいわ つづこ 高岩 都津子		
学識経験者	りゅうじん とよみ 龍神 豊美		
学識経験者	さかした みちよ 坂下 実千代		

(顧問)

役職	氏名	役職	氏名
宮崎県市町村 課市町村合併 支援室長	しげる ゆうじ 茂 雄二	宮崎県農政水 産部西諸県農 林振興局長	くしま ひでとし 串間 秀敏

(監査委員)

小林市		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
会計管理者	うえむらみつよし 植村 光義	会計管理者	さこう しげなり 酒匂 重成

(幹事)◎幹事長・○副幹事長

小林市		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
副市長	すえもとみつお ◎末元三夫	副町長	よしだてつゆき ○吉田哲幸
総務部会長 総務課長	うえたに かずのり 上谷 和徳	総務企画課長	うちむら あきお 内村 明生
企画財政部会長 財政課長	みなみざきじゅんいちろう 南崎淳一郎	産業建設部会長 経済課長	たにもと ひろあき 谷元 弘朗
厚生部会長 福祉事務所長	くめ かつひこ 久米 勝彦	文教部会長 教育課長	おおや こういち 大谷 幸一
事務局長	くらぞの みなお 倉園 凡生	事務局次長	たにがわ こうじ 谷川 浩二

(事務局)

役職	氏名	備考	役職	氏名	備考
事務局長	くらぞの みなお 倉園 凡生	小林市	事務局次長兼 総務グループ リーダー	たにがわ こうじ 谷川 浩二	小林市
計画グループ リーダー	つるみず よしひろ 鶴水 義広	野尻町	調整グループ リーダー	さいしよ まさあき 税所 将晃	小林市
システムグル ープリーダー	のぐち たけし 野口 健史	野尻町	システムグル ープ員	にしぞの たかのぶ 西園 孝信	小林市
調整グループ 員	しばうち としひこ 柴内 敏彦	野尻町	調整グループ 員	たじま さとし 田島 聡	野尻町
計画グループ 員	くすもとい ずみ 楠元いず美	小林市			